２０１９年８月１日

大阪府　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪教育合同労働組合

知事　吉村　洋文　様　　　　　　　　　　　　　　執行委員長　増田　俊道

大阪府教育委員会　　　　　　　　　　　　　　高校支部代表　上遠野　浩一

　教育長　酒井　隆行　様

抗議文

貴委員会が行なった２０１９年６月２６日付提案「地方公務員法及び地方自治法の改正等に伴う非常勤職員（外国語指導員）の勤務労働条件の改正について」に関し組合が申し入れた団体交渉が、２０１９年７月１７日および２２日に行われた。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案に対する第193回国会衆参両議院における附帯決議では、「会計年度任用職員への移行に当たっては、不利益が生じることなく適正な労働条件の確保」が明記されているにもかかわらず、上記提案では組合員の労働条件の不利益変更が明らかとなり、組合はそれらを行わないことを要求した。特に病気休暇の無給化については、２回目となる団体交渉の場で、組合が「感染症の場合必要と認められる期間、有給休暇とする。」と対案を出し検討を要請したが、７月２４日、貴委員会は組合の対案を一蹴する回答を行なった。

学校保健安全法では、インフルエンザ等に罹患した児童・生徒の出席停止期間が示されている。現在、外国語指導員（NET）は、年間２０日間の有給の病気休暇が認められている。週あたり３３時間５０分と極めて常勤と同様の条件で学校に勤務する職として、組合は感染症予防の観点からも賃金が補償された形での一定の病休は認められるべきだと要求した。しかしながら、貴委員会はこれらNETの勤務形態の特殊性を鑑みることなく、同様の勤務形態である非常勤職員の例をあげることもなく、「他の非常勤職員との間に権衡を失しないよう」と言う理由のみをあげ、提案に対する組合の極めて合理的な譲歩案を受け入れることはなかった。

この改悪によって生じる経済的損失（病休１日あたり約１４，０００円、出席停止期間相当を休んだ場合は約７０，０００円）により、NETが感染予防に努めることは困難である。組合は貴委員会の回答に対して強く抗議し、組合からの譲歩案を受け入れるよう求める。

以上